

個人情報適正管理規程

2020年 10月 1日

協同組合クローバー 無料職業紹介所

協同組合クローバーがその業務において取り扱う個人情報に関して、関係法令の主旨に従い下記のとおり管理規程を定める。

記

(個人情報の適正な管理)

第1条 協同組合クローバー(以下、「協同組合」という。)が事務を行う、技能実習監理団体、特定技能に係る登録支援機関、無料職業紹介事業者その他、事務の実施に伴って収集する個人情報(以下、「技能実習生等の個人情報」という。)の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)のほか各実施事業に係る関係法令の規定に基づき適正に管理するため、この規則を定める。

(個人情報を扱う責任者)

第2条 協同組合に所属する役員及び職員の個人情報を取り扱う責任者を統括管理責任者とするほか、技能実習生に係る個人情報を適正に取り扱う責任者は監理団体の監理責任者とし、職業紹介事業に係る個人情報の責任者は職業紹介責任者とする。また、それぞれの事業に共通する個人情報の管理はそれぞれの事務分担に従って適正に管理することとする。

2 事業ごとの個人情報を取り扱う責任者は別紙1のとおりとする。

(個人情報の適正管理義務)

第3条 協同組合が行う事務において個人情報を取り扱う職員は、協同組合に所属する職員とする。職員は技能実習生監理事業及び職業紹介事業を併任して事務を行うが、それぞれの事業に属する個人情報のほか、共通する個人情報を適正に管理しなければならない。また、協同組合の理事長、役員、職員に係る個人情報についても個人情報保護法に基づき適正に管理しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第4条 個人情報

協同組合が取り扱う(可能性を含む)もののうち技能実習生等の個人情報には次の各号及びそれに附随する情報がある。

- i 本人の氏名、家族等本人事項を記載する書類に記載された者の氏名
- ii 上記の者の、生年月日、連絡先、住所、連絡先電話番号・メールアドレス、写真、マイナンバー、職業の選択に関する希望、個人識別符号、旅券の番号、在留カードの番号、在留資格の取得又は変更に係る申請書、健康診断結果その他身体の病気・障害等の情報、
- iii i、iiの紙及び電子上のデータ(複写データを含む)

(保有個人情報の取得、保存、利用)

第5条 協同組合が、外国の取次(送出)機関から取得した個人情報以外に、日本において新たに技能実習生等の個人情報を取得した時は、その利用目的が明らかな場を除き個人情報を取得した旨及びその内容を本人に通知することとする。

(個人情報の利用等)

第6条 協同組合が事業の用に供するため取得した個人情報は、紙ベースで保管するものにあつては事務室内の施錠できる保管場所に保管し、責任者を定めて施錠開錠を行わせ、電子データで保管するものにあつては、協同組合の職員がアクセスすることができるサーバーに保管し、当該サーバー内の個人データが入ったファイルにアクセスすることができる者を限定するようサーバーに設定し、又はデータファイルに閲覧等制限を設定することにより個人情報を保護する。

- 2 協同組合は、保有する個人情報の利用目的を明らかにして個人情報の項目一覧表を作成し、保管する。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前項の本人の同意は、協同組合の利用目的が技能実習生等の職業選択、就業前及び就業後の支援を主目的とすることから、これらの手続きに必要な、公的機関に提出する書類等に記された個人情報の提供および利用は黙示の了解があることが前提となるが、実習生等から問い合わせがあつた場合は個人情報の利用目的、保管方法、保管期限などを説明しなければならない。
- 4 技能実習生等に係る、外国の技能実習生取次送出機関又は特定技能取次機関と、本邦の技能実習実施者(及び実習事業所)、特定技能外国人と雇用関係を

結ぼうとする事業者又は既に雇用関係のある事業者と、監理団体又は特定技能登録支援機関たる協同組合の間で提供、収集、共有する個人情報、協同組合の事業目的から逸脱するものであってはならない。

- 5 協同組合が保管した技能実習生等の個人情報は、事業の遂行に係る法令又は公的機関が定めた書類・データの保存期間の到来をもって、消去することができる。この際、特に後発処理のための処理参考として保存を要するものは協同組合のそれぞれの事業の個人情報管理責任者の確認を得て保存することができる。
- 6 協同組合の職員又は協同組合の職員以外の者であって、協同組合の取り扱う個人情報のデータを閲覧、又はその一部を業務上利用することを許された者は、不正な方法により、協同組合が保有する内容の全部または一部を不正に修正、改ざん、破棄してはならない。
- 7 協同組合が保有する個人データは、法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体又は関係機関の事務を遂行にあたり事業者が協力する必要がある旨の書面の提示を受けた場合には、本人の同意を得ることなく必要とする情報を提供することができる。

(職員の研修等の実施)

第7条 技能実習に係る監理責任者及び特定技能に係る職業紹介責任者は、協同組合において個人情報を取り扱う協同組合の職員に対して、共同して、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回以上実施し、個人情報の取扱いに関する知識の習得・維持に努めるものとする。なお、この研修を実施した場合には実施した時期、内容等の記録を作成し当該事業年度を含めて翌々事業年度末まで保管することとする。

- 2 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は無料職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

(個人情報開示請求)

第8条 保有個人情報に係る本人から開示請求があった場合は、その請求に基づき、協同組合が保有する本人の一身上の資格、経歴、職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、当該個人情報を取り扱う監理責任者又は職業紹介責任者は、当該技能実習生等への周知に努めることとする。

(苦情処理)

第9条 技能実習生等の個人情報の内容や取り扱い(情報の削除、利用停止を含む)に関して、当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合に苦情処理を行う担当者は、技能実習に係る監理責任者又は特定技能に係る職業紹介責任者とし、申出人の意見を聴く機会を設けて、申し出内容をよく把握したうえで、申出人の利益及び社会的要請を斟酌して適切と思われる処理に努めなければならない。また、その処理の結果について、当該申出人に対して通知及び説明をしなければならない。

(その他)

第10条 この規則の取り扱いに関して不明が生じ又はこの規則に定めがないときは、協同組合において、監理責任者、職業紹介責任者が主務となり、改定を行い、若しくは運用又は解釈を定めることとする。

別紙 1

個人情報を取扱う責任者

協同組合の職員に関するもの	統括責任者	黒田	実
技能実習生に関するもの	監理団体監理責任者	寺下	佳邦
特定技能外国人に関するもの	職業紹介責任者	野保	敬子